

## 基本目標 4 快適な生活環境の保全

### 2030年に向けた目標

- ✓ 法令等も定められた排出基準や規制基準の遵守を徹底するとともに、市内河川における水質検査等のモニタリングを継続実施し、安心して安全な市民生活を守ります。
- ✓ 地域の草刈りや清掃など地域住民による活動を支援するとともに、市民が楽しみながら参加できる取組を通じて、環境美化を推進します。
- ✓ 城下町大野にふさわしい歴史性豊かなまち並景観の保全と緑豊かな市街地景観の誘導に取り組むとともに、大野らしい地域景観をはぐくむ里地里山の美しい自然景観を保全します。

### 施策の基本方針 公害の防止

#### 本市の現状と課題

- ✓ 大野市における典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下、騒音、振動、悪臭）に関しては、大規模な被害等は報告されておらず、大気汚染物質である二酸化窒素や、水の汚れを示すBOD<sup>1</sup>といった指標は、県の環境基準を達成しており、本市の環境については、良好に保たれていると言えます。
- ✓ 公害発生を未然に防止するため、県、市それぞれが法令や条例に基づき、事業活動等による公害防止対策や環境基準等の監視又は検査を実施しています。
- ✓ 市民への健康被害への影響を払拭し、安心・安全に暮らせる居住空間を確保していくため、引き続き、県と連携して、これらの取組を進めていく必要があります。

#### ●大気汚染の状況

- ✓ 大野市における大気汚染の状況は、県が設置した一般環境大気測定局（水落町）により常時監視が実施されています。
- ✓ 光化学オキシダントについては、特に紫外線の強い春夏に環境基準を超えることがあります。光化学オキシダントが高濃度になると健康被害を及ぼす恐れがあるため、県 - 市町 - 学校等間の連絡体制を構築しましたが、注意報発令には至っていません。

#### ●水質汚濁、土壌汚染、地盤沈下の状況

- ✓ 大野市における河川の水質状況は、県の常時監視に加えて、市独自の水質調査を継続的に実施しており、いずれの河川においても概ね市の水質目標を満たしています。
- ✓ しかしながら、市街地を流れる中小河川や道路側溝については、浄化処理のされていない生活雑排水等が直接流れ込んでいる箇所も少なくなく、河川水の水質悪化や悪臭の発生などの悪影響が

懸念されています。

- ✓ 我々大野市民には、九頭竜川の最上流部に住む者として、きれいで豊富な水を下流に送るという重要な役割を担っているという責任を自覚した行動が求められています。
- ✓ 単独処理浄化槽から公共下水道等への加入又は合併処理浄化槽への転換促進などによる生活雑排水対策を実施していますが、今後も、継続した取組が必要です。
- ✓ 土壌汚染は、地下水汚染と一体的にとらえられ、ひとたび汚染されると、市民の多くが飲料等に使用している地下水に大きな影響を及ぼす恐れがあります。
- ✓ 市では、平成13年度より、地下水の水質調査（水道法に定める項目）を大野盆地内41地点において継続適に実施しており、乾側地区で地質が原因と考えられるマンガンや鉄において、基準値を超える数値で検出されていますが、その他の地点では、水道水質基準を満たしています。
- ✓ 平成元年に本町を中心とした市街地の一部で発生した地下水汚染事故については、汚染濃度が減少傾向にあるものの、発生源近くでは、令和元年度の水質検査においても水道水質基準を超える数値が検出されており、浄化対策を継続的に実施しています。
- ✓ このように、地下水の汚染は長期化することが予想されることから、引き続き土壌汚染及び地下水汚染の未然防止対策の推進が必要です。
- ✓ 地盤沈下については、粘土地質が広がる乾側地区や赤根川に沿う地域で市街地西部から北部にかけて発生が認められ、今後も定期的に地下状況を監視していくことが必要です。
- ✓ 河川や用排水路、道路、公園などの施設周辺は、地域住民が実施する清掃奉仕などにより環境の美化が進められていますが、高齢化が進む地域などでは活動の継続が困難な状況となっています。
- ✓ 草刈りや清掃活動への若い世代の参加意識を高めるとともに、日常の中で取り組める環境美化活動について啓発する必要があります。
- ✓ 公害苦情の件数は、年40件前後で推移していますが、その多くが違法な野外焼却に関する苦情であり、野外焼却の違法性や危険性について周知に取り組んできました。
- ✓ 不法投棄対策として、県との定期的な合同パトロールや環境監視員（市民）による巡回等により、不法投棄の早期発見に努めるとともに、頻発地に監視カメラや看板等を設置するなどし、再発防止策を実施してきました。
- ✓ しかし、違法な野外焼却や不法投棄が後を絶たないため、継続して、関係機関との監視体制の強化や、違法性についての普及啓発などの対策をとる必要があります。

### 重点施策① 公害発生の防止

#### 市の取組

##### (1) 法令遵守の徹底

- ① 県と協力し、各種法令や大野市環境保全条例に基づき、規制の対象となる工場等に立ち入り検査を行うとともに、排出基準等の遵守について指導を実施します。
- ② 新たに大規模な店舗や工場等が立地される際には、各種法令等に基づく届出制度により事前協議等

### 目標を達成するための施策

#### 1-1 大気汚染の防止

##### (1) 産業公害の防止

- ① 事業場等からの排出基準遵守の徹底
  - ・ 大気汚染防止に関する指導
  - ・ ダイオキシン類<sup>\*</sup>発生の抑制に関する指導

を行い、公害を未然に防止します。

③企業誘致等に際し、各種法令等の規制を上回る自主的な基準や報告等を求める公害防止協定を締結するなどし、環境負荷の低減を図ります。

④規制対象とならない中小規模の事業者も含めて、事業者等に対し、各種法令等に定める排出基準や届出等の制度の他、環境負荷を低減する取組について普及啓発を推進するとともに、事業者等が行う環境負荷軽減の取組を促進します。

**(2) 監視体制の強化と情報提供**

- ①環境基準への適合状況等を把握するため、河川や地下水の水質検査を継続して実施するとともに、自動車騒音の測定を定期的実施します。
- ②大気や河川の状況など、環境に関する情報を収集し、市民・市民団体・事業者に対し情報提供します。
- ③県と協力し、引き続き、法令等による規制対象事業者の現状把握に取り組みます。
- ④汚染等の発生時の対応を適切に実施するため、県や関係機関との連携、連絡体制の維持及び強化に取り組みます。

**(3) 生活雑排水対策の推進**

- ①計画的に公共下水道の整備を進め、未普及地を解消するとともに、供用開始区域における加入を促進します。
- ②農業集落排水処理施設を適正に維持管理するとともに、効率的な施設運営を検討します。
- ③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進するとともに、浄化槽の適正な維持管理を促進します。

**(4) 化学物質の適正管理の促進**

- ①農薬や肥料等の適正管理、適正使用について周知啓発するとともに、環境負荷の少ない環境保全型農業を促進します。
- ②化学物質を使用する事業者等を把握するとともに、有害な化学物質に関する情報の収集と提供に取り組みます。

- ・ボイラー等の適正使用の推進
- ・企業への大気汚染防止に関する教育の推進
- ②大気汚染防止法<sup>\*</sup>に基づく特定施設等における定期的な検査の実施
  - ・事業場等における設備や施設等の点検
  - ・大気や樹木の保護に配慮した事業活動の推進

**(2) 生活型公害の防止**

- ①屋外焼却の禁止
  - ・屋外焼却の監視
  - ・廃棄物の適正な処理の指導

**1-2 水質汚濁の防止**

**(1) 産業公害の防止**

- ①事業場等からの排水基準遵守の徹底
  - ・水質汚濁防止に関する指導
  - ・有害物質の地下浸透防止に関する指導
  - ・河川水や地下水の水質に配慮した事業活動の推進
- ②水質汚濁防止法に基づく特定施設等における定期的な検査の実施
  - ・事業場等における設備、施設等の点検

**(2) 生活型公害の防止**

- ①生活排水対策の推進
  - ・生活雑排水対策の実施
  - ・合併浄化槽<sup>\*</sup>設置及び単独浄化槽<sup>\*</sup>からの転換
  - ・浄化槽等の適正管理
- ②公共下水道<sup>\*</sup>等の整備の推進
  - ・公共下水道の整備
  - ・農業集落排水施設<sup>\*</sup>の適正な管理
  - ・公共下水道等への加入促進

**1-3 地盤沈下の防止**

**(1) 監視体制の確立**

- ①地盤沈下の観測体制の整備
- ②水準測量の実施

**1-4 土壌汚染の防止**

**(1) 産業公害の防止**

- ①有害物質使用に関する調査
  - ・事業場等における調査

	<p>②有害物質の地下浸透防止に関する指導の強化 ・有害物質等の適正使用や適正管理に関する指導</p> <p>③農薬等の適正使用の推進 ・農薬等使用に関する指導</p> <p>④事業場等の跡地における調査 ・事業場等の跡地における土壌調査</p> <p><b>(2) 生活型公害の防止</b></p> <p>①油等の適正管理の推進</p> <p><b>1-5 騒音の防止</b></p> <p><b>(1) 産業公害の防止</b></p> <p>①騒音規制法※に基づく特定工場や特定建設作業における規制基準の遵守の徹底 ・騒音防止に関する指導</p> <p>②騒音発生抑制 ・低騒音型機械や施設導入の推進 ・連続した音の抑制</p> <p>③騒音対策の推進 ・防音設備の導入</p> <p><b>(2) 生活型公害の防止</b></p> <p>①騒音発生源に対する指導の強化 ・鳴き声に配慮した動物飼育の推進 ・音楽機器や家庭用ボイラー等の適正使用の推進 ・夜間騒音発生抑制</p> <p>②騒音に配慮した運転マナー普及の推進 ・関係機関と連携した整備不良車排除 ・長時間のアイドリングや空ぶかし等の抑制</p> <p>③騒音に配慮した道路整備の推進 ・騒音に配慮した道路構造対策の実施 ・騒音発生源となっている段差等の改良</p> <p><b>1-6 振動の防止</b></p> <p><b>(1) 産業公害の防止</b></p> <p>①振動規制法※に基づく特定工場や特定建設作業における規制基準の遵守の徹底 ・振動防止に関する指導</p> <p>②振動発生抑制 ・低振動型機械や施設導入の推進 ・連続的な振動の抑制</p>
--	--

	<p>③振動対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防振設備の導入</li> </ul> <p>(2) 生活型公害の防止</p> <p>①振動に配慮した道路整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・振動に配慮した道路構造対策の実施</li> <li>・振動発生源となる段差等の改良</li> </ul> <p><b>1-7 悪臭の防止</b></p> <p>(1) 産業公害の防止</p> <p>①悪臭防止法*に基づく規制基準の遵守の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪臭防止に関する指導</li> </ul> <p>②適正なふん尿処理の指導の強化</p> <p>(2) 生活型公害の防止</p> <p>①屋外焼却の禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外焼却の監視</li> </ul> <p><b>1-8 典型7公害以外の公害への対策</b></p> <p>(1) 産業公害の防止</p> <p>①公害防止協定*の遵守の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業場等に対する総合的な指導の強化</li> <li>・公害防止協定の更新の検討</li> <li>・地域住民との協議の推進</li> </ul> <p>②環境マネジメントシステムの導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・環境マネジメントシステム(ISO14001等)の認証取得の推進</li> <li>・総合的な環境問題への取り組み</li> </ul> <p>③環境問題や公害対策に関する教育や学習の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業研修会の開催</li> </ul> <p>(3) 化学物質対策の推進</p> <p>①化学物質の適正管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学物質に関する情報の収集と提供</li> <li>・化学物質対策の実施</li> </ul>
--	---

**重点施策② 環境美化活動の促進**

**市の取組**

(1) 市民協働による清掃活動の促進

- ①地域住民や団体等による河川、用排水路、道路、公園等の環境美化活動を支援します。
- ②県や関係機関と連携して一斉清掃を実施するなど、市民の参加機運の醸成を図った取組を推進します。
- ③県と連携し、「スポーツGOMI 拾い大会」など市民が楽しみながら参加できる環境美化活動に取り組みます。

**重点施策③ 野外焼却・不法投棄の防止**

**市の取組**

(1) 普及啓発の促進

- ①海洋プラスチック問題など不法投棄されたごみが招く環境に対する影響やダイオキシンの発生等の野外焼却の危険性について普及啓発を推進します。
- ②不法投棄及び野外焼却が犯罪行為である事やごみの適正処理方法を周知するなどし、不法投棄及び野外焼却の未然防止を推進します。

(2) 早期発見、再発防止

- ①地域住民を環境監視員に委嘱し、不法投棄防止に対する人材を育成します。
- ②環境監視員の他、県や近隣自治体と連携した環境パトロールにより、不法投棄の早期発見に取り組みます。
- ③不法投棄が多発している箇所には、地域住民との協力体制を構築し、監視や情報提供等の防止体制を強化するとともに、監視カメラや禁止看板等を設置するなどし、再発防止に取り組みます。
- ④関係機関と連携し、野外焼却及び不法投棄の行為者の特定及び行為に及んだ原因の究明により、再発防止策を検討します。

**その他の施策（基本方針）・主体別行動指針**

**その他の施策**

(1) 市の取組

- ①各種法令等に基づく届出等の適正な処理
- ②生活環境に対する公害苦情等の適正な対応
- ③生活排水の負荷軽減に関する普及啓発

**3-1 河川環境の保全**

(2) 水辺の保全

- ②河川環境美化の推進
  - ・地域住民による清掃活動
  - ・不法投棄防止活動

**1-1 大気汚染の防止**

(2) 生活型公害の防止

- ①屋外焼却の禁止
  - ・屋外焼却の監視
  - ・廃棄物の適正な処理の指導

**1-8 典型7公害以外の公害への対策**

(2) 生活型公害の防止

- ②不法投棄禁止の徹底
  - ・関係機関と連携した不法投棄防止パトロールの実施
  - ・ペットのふん尿や空き缶等の適正処理の推進

④緑化の推進

**主体別行動指針**

**(1) 市民の取組**

- ①公共下水道等への速やかな加入に努めます。整備区域以外の場合は、合併浄化槽の設置と適正な維持管理に努めます。
- ②食器の油汚れ等を拭き取るなどし、生活雑排水対策に心がけます。
- ③近隣の住宅に配慮し、迷惑をかけるような音は出しません。
- ④地域の清掃活動等に積極的に参加します。
- ⑤家庭での野外焼却や不適切な焼却炉による焼却は行いません。
- ⑥空き缶やペットボトルなどのごみのポイ捨てはしません。
- ⑦ペットのフンは持ち帰るなど飼育マナーを守ります。

**(2) 事業者の取組**

- ①大気汚染や水質汚濁に係る排出基準、騒音や振動、悪臭に係る規制基準を守ります。
- ②低公害型の機器や設備を導入するなど、積極的に環境負荷の低減に取り組みます。
- ③公共下水道等への速やかな加入に努めます。整備区域以外の場合は、合併浄化槽の設置と適正な維持管理に努めます。
- ④農薬や化学肥料は必要最小限の量を使用し、地下に浸透しない場所で適正に保管します。
- ⑤化学物質の適正な使用と管理を徹底します。
- ⑥地域の清掃活動等に積極的に参加します。
- ⑦事業系廃棄物は適正に処理し、野外焼却や不適切な焼却炉による焼却は行いません。

**主体別行動指針**

**(1) 市民**

- ①家庭での屋外焼却や不適切な焼却炉による焼却は行いません。
- ②家庭用ボイラーなどは定期的に点検や整備を行います。
- ①生活雑排水対策を行い、河川などの水質に配慮します。
- ②公共下水道等への速やかな加入に努めます。整備区域以外の場合は、合併浄化槽の設置と適正な維持管理に努めます。
- ③ペットの糞は持ち帰ります。
- ①油類や有害物質が地下浸透しないように配慮します。
- ①ペットの鳴き声に配慮し、責任を持ったペットの飼育を行います。
- ②音楽機器などは窓を閉めて、適切な音量で使用します。
- ③家庭用ボイラーやエアコンの室外機は適切に管理し、必要に応じて防音設備を設けます。
- ④車両は定期的に点検や整備を行い、騒音防止に配慮した運転マナーを心掛けます。
- ①家庭での屋外焼却や不適切な焼却炉による焼却は行いません。
- ②地域単位で水路などの清掃を行います。
- ①ごみは適正に処理します。
- ②地域単位で不法投棄防止のために監視や啓発を行います。
- ③歩行喫煙等はやめ、喫煙マナーを守ります。
- ④空き缶等のごみのポイ捨てはしません。
- ⑤屋敷や空き地は害虫等が発生しないように適切に維持管理します。
- ⑥ペットは責任を持って飼育し、ペットが死んだときは放置しません。
- ⑦化学物質に対して関心を持ち、知識を深めます。
- ⑧化学物質を含んだ製品の購入・使用・廃棄について、安全性や環境への負荷に配慮します。

**(2) 事業者**

- ①事業系廃棄物は適正に処理し、屋外焼却や不適切な焼却炉による焼却は行いません。
- ②設備や施設の点検を日常的に実施し、適切な維持管理を行います。
- ③運搬用車両については定期的に点検や整備を行い、過積載は行いません。
- ④大気汚染物質の浄化装置の設置や排出量の少ない燃料を使用します。
- ⑤小規模な施設においても、ばい煙や粉じんなどの発生防止を心掛けます。
- ①排水について、適正に管理します。
- ②水環境への影響がより少なくなるように積極的に取り組みます。
- ③小規模な施設においても、排水基準を守ります。
- ④公共下水道<sup>※</sup>等への速やかな加入に努めます。整備区域以外の場合は、合併浄化槽<sup>※</sup>の設置と適正な維持管理に努めます。
- ⑤家畜動物の糞尿の適正処理に努めます。

**数値目標・環境管理項目**

**数 値 目 標**

①水質基準を達成した河川の数

(県及び市が実施する 11 河川の水質検査結果において、環境基本計画で設定した水質基準を満たした河川数)

基準値 (R元年度)	中間目標値 (R7年度)	最終目標値 (R12年度)
11 河川	11 河川	11 河川

◆九頭竜川の水質目標値 (類型指定 A A 類型)

- ・生物化学的酸素要求量 (BOD) : 1mg/l以下
- ・溶存酸素量 (DO) : 7.5mg/l以上

◆真名川の水質目標値 (類型指定 A A 類型)

- ・生物化学的酸素要求量 (BOD) : 1mg/l以下
- ・溶存酸素量 (DO) : 7.5mg/l以上

◆清滝川と赤根川の水質目標値 (類型指定 A A 類型)

- ・生物化学的酸素要求量 (BOD) : 1mg/l以下
- ・溶存酸素量 (DO) : 7.5mg/l以上

◆大納川、石徹白川の水質目標値 (類型指定 A A 類型)

- ①節水を心掛けます。
- ①油類や有害物質が地下浸透しないように配慮します。
- ②化学肥料や農薬は必要最小限の量を使用し、地下浸透しない場所で適正に保管します。
- ③土壌調査を行い、工場などの敷地や跡地の状況を把握します。
- ①騒音発生施設では防音設備を積極的に整備します。
- ②低騒音型の機器や設備を積極的に導入します。
- ③ボイラーやエアコンの室外機は適正に管理し、必要に応じて防音設備を設けます。
- ④車両は定期的に点検や整備を行い、騒音防止に配慮した運転マナーを心掛けます。
- ⑤深夜営業の騒音削減に努めます。
- ①振動発生施設では防振設備を積極的に整備します。
- ②低振動型の機器や設備を積極的に導入します。
- ③振動の防止に配慮した荷物などの積み降ろしを行います。
- ①事業系廃棄物は適正に処理し、屋外焼却や不適切な焼却炉による焼却は行いません。
- ②悪臭の発生が懸念される時は、積極的に脱臭設備を整備します。
- ①日照障害防止に配慮した建築を行います。
- ②電波障害の恐れがある施設を建築するときは共同アンテナを設置します。
- ③必要以上のネオンサインなどの電飾は行いません。
- ④公害防止協定\*を遵守します。
- ⑤事業場や空き地は害虫等が発生しないように適切に維持管理します。
- ⑥事業系一般廃棄物\*及び産業廃棄物\*は、適正に処理します。
- ⑦環境マネジメントシステム (ISO14001\*等) の認証取得を検討します。
- ⑧事業場で使用する化学物質を適正に管理し、使用量を低減するように努めます。
- ⑨P R T R 制度を理解し適切に運用します。
- ⑩P C B ・アスベスト等有害化学物質を適正に管理・処理します。

**数 値 目 標**

(1) 屋外焼却の目標値

- ①屋外焼却に係る苦情件数 : 0 件/年

(1) 河川水質の目標値

- ①九頭竜川の水質目標値 (類型指定 A A 類型)
  - ・生物化学的酸素要求量 (BOD) : 1mg/l以下
  - ・溶存酸素量 (DO) : 7.5mg/l以上
- ②真名川の水質目標値 (類型指定 A A 類型)
  - ・生物化学的酸素要求量 (BOD) : 1mg/l以下
  - ・溶存酸素量 (DO) : 7.5mg/l以上

第三期計画

第二期計画

- ・生物化学的酸素要求量（BOD）： 1mg/ℓ以下
- ・溶存酸素量（DO）： 7.5mg/ℓ以上
- ◆新堀川、木瓜川、善導寺川の水質目標値（類型指定A類型）
  - ・生物化学的酸素要求量（BOD）： 2mg/ℓ以下
  - ・溶存酸素量（DO）： 7.5mg/ℓ以上
- ◆市内の小川、用水路の水質目標値（類型指定B類型）
  - ・生物化学的酸素要求量（BOD）： 3mg/ℓ以下
  - ・溶存酸素量（DO）： 5mg/ℓ以上

※県により類型を指定されている河川では、より厳しい基準の類型を目標としています。  
 類型を指定されていない河川等では、類型を設定し、その基準を満たしていく事を目標としています。

②水洗化率

公共下水道、農業集落排水処理施設の加入人口、浄化槽設置人口（それぞれの区域内人口）/人口

基準値（R元年度）	中間目標値（R7年度）	最終目標値（R12年度）
44.1%	52.4%	60.7%

**環境管理項目**

- ①大気汚染に係る環境基準の達成率
- ②大気汚染防止法※に基づく特定施設の設置数
- ③水質汚濁に係る環境基準の達成率（河川）
- ④水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置数
- ⑤公共下水道加入世帯数
- ⑥農業集落排水加入世帯数
- ⑦合併浄化槽設置世帯数
- ⑧地盤沈下量
- ⑨騒音規制法に基づく特定工場、特定建設作業届出の件数
- ⑩振動規制法に基づく特定工場、特定建設作業届出の件数
- ⑪悪臭防止法に基づく特定施設届出の件数
- ⑫公害防止協定の締結数
- ⑬典型7公害（大気汚染・水質汚濁・地盤沈下・土壌汚染・騒音・振動・悪臭）に係る苦情処理の件数
- ⑭典型7公害以外の公害に係る苦情処理の件数
- ⑮PRT R届出事業所数、届出排出量
- ⑯社会奉仕活動の実施件数
- ⑰環境パトロールの実施日数

- ③清滝川と赤根川の水質目標値（類型指定AA類型）
  - ・生物化学的酸素要求量（BOD）： 1mg/ℓ以下
  - ・溶存酸素量（DO）： 7.5mg/ℓ以上
- ④大納川、石徹白川の水質目標値（類型指定AA類型）
  - ・生物化学的酸素要求量（BOD）： 1mg/ℓ以下
  - ・溶存酸素量（DO）： 7.5mg/ℓ以上
- ⑤新堀川、木瓜川、善導寺川の水質目標値（類型指定A類型）
  - ・生物化学的酸素要求量（BOD）： 2mg/ℓ以下
  - ・溶存酸素量（DO）： 7.5mg/ℓ以上
- ⑥市内の小川、用水路の水質目標値（類型指定B類型）
  - ・生物化学的酸素要求量（BOD）： 3mg/ℓ以下
  - ・溶存酸素量（DO）： 5mg/ℓ以上

(2) 生活排水対策の目標値

- ①生活排水処理率：65.4%

(公共下水道加入人口+農業集落排水加入人口+合併浄化槽設置人口)/人口

**環境管理項目**

- ①大気汚染に係る環境基準※の達成率
- ②大気汚染防止法※に基づく特定施設の設置数
- ③大気汚染に係る苦情処理の件数
  - ①水質汚濁に係る環境基準※の達成率（河川）
  - ②水質汚濁防止法※に基づく特定施設の設置数
  - ③水質汚濁に係る苦情処理の件数

<ul style="list-style-type: none"> <li>→大気汚染に係る苦情処理の件数</li> <li>→水質汚濁に係る苦情処理の件数</li> <li>→地盤沈下に関する苦情処理の件数</li> <li>→土壌汚染に係る苦情処理の件数</li> <li>→騒音に関する苦情処理の件数</li> <li>→振動に関する苦情処理の件数</li> <li>→悪臭に係る苦情処理の件数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>④公共下水道加入世帯数</li> <li>⑤農業集落排水加入世帯数</li> <li>⑥合併浄化槽*設置世帯数</li> <li>①地盤沈下量</li> <li>②地盤沈下に関する苦情処理の件数</li> <li>①土壌汚染に係る苦情処理の件数</li> <li>①騒音規制法*に基づく特定工場、特定建設作業届出の件数</li> <li>②騒音に関する苦情処理の件数</li> <li>①振動規制法に基づく特定工場、特定建設作業届出の件数</li> <li>②振動に関する苦情処理の件数</li> <li>①公害防止協定の締結数</li> <li>②環境マネジメントシステム*（ISO14001等）導入の事業所数</li> <li>③典型7公害以外の公害に係る苦情処理の件数</li> <li>④P R T R届出対象事業所・届出排出量</li> <li>①悪臭防止法*に基づく特定施設届出の件数</li> <li>②悪臭に係る苦情処理の件数</li> </ul>
<p><b>施策の基本方針</b> <u>地下水の合理的利用及びかん養対策</u></p> <p>水循環基本計画にて管理 割愛</p>	
<p><b>施策の基本方針</b> <u>良好な景観形成及び歴史的文化的遺産の保存</u></p> <p><b>本市の現状と課題</b></p> <p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 大野市には豊かな自然を背景とした優れた自然景観が形成されている地区が多数存在しています。また、「北陸の小京都」と称されるように落ち着いた城下町としてのまち並み景観が形成されています。</li> <li>✓ このような良好な景観の保全を図るとともに、これらと調和した緑豊かな景観を創造していくために策定された大野市景観計画に基づき、景観形成とまちづくりを積極的に進めてきました。</li> <li>✓ 特に、寺町通り、五番通り、七間通り周辺を「景観形成地区」に指定し、歴史性豊かなまち並み景観への誘導を図ってきました。</li> <li>✓ しかし、規制区域内において景観上ふさわしくないデザインの屋外広告物の撤去や改修が進んでおらず、良好な景観の形成を促進するため、屋外広告物の改善とデザインコントロールに取り組むとともに、まちなか観光ルートにおける無電柱化を推進していく必要があります。</li> <li>✓ 一方で、特にまちなかでは住宅の郊外化や人口減少によるまちの空洞化が進むとともに、空き家が増えるなどまち並みの「途切れ」が見受けられ、これらの地域においても景観に配慮した住みやすいまちづくりが必要です。</li> <li>✓ また、公害対策や市域の8割以上を占める森林がもつ大気浄化機能などにより、安全で清々しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓平成18年に景観行政団体 となり、大野市景観計画に基づく景観形成とまちづくりを積極的に進めてきましたが、住宅の郊外化や人口減少による空洞化が進み、中心市街地に空き家が増えるなど、街並みが途切れた状態になっています。</li> </ul>

大気が広がっていることなどを背景に、環境省等が主催する全国星空継続観察で、平成16年度と平成17年度の2年連続で日本一に選ばれています。このことから星空観察の適地である六呂師地区において星空を活用した取組が進められており、屋外広告物や屋外照明に対する光害対策が求められています。

- ✓
- ✓ 大野市は、縄文時代以来の人々の生活の様子を今に伝える遺跡や城下町として発展した史実を物語る多数の指定文化財が存在しているほか、長い年月をかけて培われてきた地域固有の伝統芸能等が継承されています。このような歴史的文化的遺産は、大野市の風土や文化的特性を象徴する貴重な財産です。
- ✓ これまで、国・県・市の文化財指定や無形民俗文化財の保存団体の育成支援、伝統文化伝承事業「おおの遺産」の認証制度の設立などに取り組み、文化財の保護や伝統文化の伝承を推進してきました。
- ✓ 文化財の管理者や伝統文化の後継者の不足により、保存継承が困難になりつつあります。
- ✓ そこで、これら史跡や文化財等、そしてその周辺の自然環境を保全するとともに、長い年月をかけて培われてきた地域固有の伝統芸能などの継承に取り組む必要があります。
- ✓ 都市公園は、豊かな自然に囲まれた本市にあっても、都市部の周辺住民に対して、植栽や緑地、野鳥や昆虫など、身近な自然を感じさせる重要な空間です。
- ✓ しかし、昭和40年代から50年代に整備された公園が半数以上を占めていることから、施設の老朽化が進行しており、施設の適正化と長寿命化を図り、維持管理費を削減する必要があります。
- ✓
- ✓ 大野市内の各所において、人口減少や高齢化の進行により管理不全な空き家や空き地が増加しています。
- ✓ 所有者や管理者の当事者意識を高めることで空き家の発生を抑制するとともに、空き家となった場合には、売却譲渡による有効活用や解体の手続き、処理を促す必要があります。
- ✓ 適切な管理がされていない空き地については、景観を害するだけでなく、害虫の発生や不法投棄誘発の恐れがあり、所有者等による適切な維持管理について啓発する必要があります。

## 重点施策① 良好な景観形成

### 市の取組

#### (1) まち並み景観の誘導

- ①景観形成地区（3地区）では、重点的に町家などの外観修景に補助することで、住民とともにまちづくりを推進し、まちなかの景観保全と形成を行います。
- ②屋外広告物に対する指導の徹底や助言を行い、不適格となる屋外広告物の改善や除却に対して経費の一部を助成します。
- ③七間通りや寺町通り、石灯籠通りといったまちなか観光ルートにおいて、無電柱化を推進します。

✓

- ✓伝統文化の継承や文化財の維持管理のための取り組みが必要です。
- ✓地域に根差した伝統や文化の継承、地域ぐるみの交流を進め、子どもたちのふるさとを思う心や人を思いやる心を引き続き育てる必要があります。

### 目標を達成するための施策

**(2) 自然景観の保全**

- ①大野盆地を取り囲む山並みなど自然が織りなす美しい風景の保全に取り組みます。
- ②市民団体や地域による優れた自然景観を保全する活動を促進します。
- ③市民に対し、優れた自然景観の持つ魅力を広報紙やホームページ、SNS等を活用して情報発信します。
- ④農業用排水路や畦畔の維持管理といった地区住民らによる農地の保全と一体となった農村景観の保全を促進します。

**(3) 星空景観の保全**

- ①地区住民や県、大学、観光事業者と連携し、星空観察の適地である六呂師高原において、星空保護区制度<sup>2</sup>による認定を目指します。
- ②光害<sup>3</sup>に配慮した屋外広告物や屋外照明の設置を促進します。
- ③市内小中学校や市民に対し光害教育を実施し、光害の影響等についての普及啓発を促進します。

**(4) 公共施設の景観整備**

- ①公共施設の整備や改修に際し、周辺の景観と調和した施設整備を取り組み、地域景観を先導する個性豊かな景観づくりを推進します。
- ②公共施設の整備や改修に際し、敷地内の緑化や外構緑化に取り組むとともに、公園や公共施設における既存の緑地や植栽を適正に維持管理します。
- ③県と連携し、公共施設における光害対策を推進します。

**重点施策② 歴史的、文化的遺産の保存**

**市の取組**

**(1) 文化財とその周辺の保全対策の実施**

- ①市内に所在する国・県・市指定などの文化財を良好な状態で後世に伝えるため、所有者や管理者の負担軽減を図ります。
- ②「大野市文化財保存活用地域計画」を策定し、計画に基づいた文化財の保存と活用を推進します。
- ③開発行為に先立つ発掘調査を実施し、埋蔵文化財の保全と保護を推進します。

**(2) 伝統文化の継承の推進**

- ①地域の伝統行事や伝統芸能を「おおの遺産<sup>4</sup>」に認証するとともに、遺産の保存団体の保存活動

**5-1 良好な景観形成**

**(1) 自然景観の保全**

- ①優れた自然景観地域の保全
  - ・地域による自然景観保全活動の推進
- ②市民への優れた自然景観の啓発
- ③緑化の推進
  - ・地域住民による緑地面積増加の推進

**(2) 公共施設の景観整備**

- ①地域景観を先導する個性豊かな景観づくりの推進
  - ・周辺の景観と調和した施設整備
- ②公共施設緑化の推進
  - ・公園面積の拡大
  - ・敷地内の緑化や外構緑化の実施

**(3) まち並み景観の誘導**

- ①景観形成地区の指定と基準に基づく誘導の推進
  - ・歴史性豊かなまち並み景観への誘導
- ②大規模行為に係る景観誘導の推進
  - ・建築物や屋外広告物等の景観誘導

**5-2 歴史的文化的遺産の保存**

**(1) 文化財とその周辺の保全対策の実施**

<sup>2</sup> 国際ダークスカイ協会が実施する、光害の影響のない、暗く美しい夜空を保護・保存するための優れた取り組みを称える制度です。星空の世界遺産とも言われています。

や後継者育成活動事業を支援します。

- ②文化財を保存継承するために、新たな文化財の発掘に努め、指定文化財などの増加を図ります。
- ③子どもたちに伝統文化を伝承する活動を推進します。

**(3) 郷土の歴史・文化の魅力の情報発信**

- ①博物館などにおいて、展示や講座、講演会などを開催し、郷土の成り立ちや文化財、伝統文化に対する市民の理解を深めます。
- ②大野市の歴史や文化財、伝統文化を市内外に発信します。

**重点施策③ 公園や空き家、空き地の適正管理の促進**

**市の取組**

**(1) 空き家対策の推進**

- ①土地や建物の所有者に対し、空き家の発生抑止と適正な管理指導を徹底します。
- ②民間事業者と連携し、空き家の売却や譲渡、解体などを促進します。
- ③市街地の空き家や空き店舗の活用による賑わいづくりに支援します。
- ④有効活用できる空き家物件の掘り起こしと空き家情報バンクへの登録を促進し、空き家の利活用を図ります。

**(2) 空き地の適正管理の促進**

- ①定期的な草刈など空き地の適切な維持管理について啓発するとともに、不良状態にある空き地については所有者に対し、必要な指導及び助言を行います。

**(3) 公園の適正管理**

- ①地域住民と話し合いながら都市公園施設の適正化と長寿命化を推進します。
- ②地域住民や団体等による公園の環境美化活動を促進します。

**その他の施策（基本施策）・主体別行動指針**

**その他の施策**

**(1) 市の取組**

- ①緑化の推進

**①遺跡等の保全や保護の推進**

- ・遺跡の場所や歴史概要の表示
- ・遺跡等に関する学習会の実施

**②指定文化財の保全や保護の推進**

- ・指定文化財の管理の徹底
- ・指定文化財の周知

**③埋蔵文化財の保全・保護の推進**

- ・開発行為に先立つ調査の実施
- ・開発行為への事前指導

**(2) 地域文化の伝承の推進**

**①担い手の育成**

- ・担い手や語り部の育成
- ・保存会等の活動の推進

**②伝統芸能等の記録と保存**

**1-8 典型7公害以外の公害への対策**

**(2) 生活型公害の防止**

**③屋敷や空き地の適正管理**

- ・除草による害虫対策の推進
- ・地域住民による動物に関する問題対策の推進

**主体別行動指針**

**(1) 市民の取組**

- ①周囲の景観と調和のとれた建物づくりに心がけます。
- ②自宅や集会場などの周辺に花を植える活動など、景観づくりに参加します。
- ③大人から子供まで一緒になって地域の伝統行事に参加します。
- ④空き家や空き地を適切に維持管理します。

**(2) 事業者の取組**

- ①周囲の景観と調和のとれた建物や屋外広告物の設置に心がけます。
- ②大規模な開発行為等には、敷地内に緑地を整備します。
- ③開発現場等で埋蔵文化財を発見したときは、市へ報告します。
- ④空き店舗や空き地を適切に維持管理します。

**数値目標・環境管理項目**

**数 値 目 標**

**2-2 空気の保全**

**(1) 緑化の推進**

- ①都市緑化
  - ・生け垣づくりなど敷地内緑化
  - ・事業場等における緑地帯設置
  - ・道路周辺の緑化
  - ・植樹ますの緑化
  - ・地域住民による植樹ますの管理
- ②緑豊かな公園や緑地の整備
  - ・都市公園や農村公園の整備
  - ・公共施設や休憩所等の緑化
- ③緑地環境の保全
  - ・社寺周辺の樹木や森林の保全
  - ・連続する生け垣づくりの推進
  - ・大木等の保全
- ④樹木の大气浄化能力調査の実施

**主体別行動指針**

**(1) 市民**

- ①生け垣をつくるなど敷地内の緑化を進めます。
- ①地域単位で公園の美化活動や緑化活動を行い、良好な景観づくりに取り組みます。
- ②生け垣をつくる等敷地内の緑化を進めます。
- ③空き地は害虫等が発生しないように適切に維持管理します。
- ④周辺の環境と調和するような建築に取り組みます。
- ⑤ごみは、投棄等せずに持ち帰ります。
- ①関係機関と協力して地域単位で文化財やその周辺環境の保全に取り組みます。
- ②文化財や伝統芸能を保存し、担い手等の育成に取り組みます。
- ⑤屋敷や空き地は害虫等が発生しないように適切に維持管理します。

**(2) 事業者**

- ①事業所敷地内の緑化を進めます。
- ①空き地は害虫等が発生しないように適切に維持管理します。
- ②周辺の環境と調和するような建築に取り組みます。
- ③周辺の景観と調和しない看板や電飾による屋外広告物の設置は控えます。
- ④事業場等の敷地内の緑化を進めます。

第三期計画

第二期計画

①存在する特定空家等<sup>5</sup>の件数

(存在する特定空家等の件数)

基準値 (R元年度)	中間目標値 (R7年度)	最終目標値 (R12年度)
16件	0件	0件

**環境管理項目**

- ①景観形成地区の指定面積
- ②景観誘導の件数
- ③指定文化財の点数
- ④埋蔵文化財の確認件数
- ⑤おおの遺産の認証件数
- ⑦総住宅数のうち空き家の割合
- ⑧都市公園の整備面積

①大規模な開発に際しては事前協議を実施し、埋蔵文化財の保護を心掛けます。

②開発現場等で埋蔵文化財を発見したときは、市へ報告します。

⑤事業場や空き地は害虫等が発生しないように適切に維持管理します。

**環境管理項目**

- ①街路樹の整備延長
- ②都市公園の整備面積
- ①景観形成地区の指定面積
- ②景観誘導の件数
- ①歴史概要が表示された遺跡の地点数
- ②指定文化財の点数
- ③埋蔵文化財の確認件数